入札説明書

1　案件名称
町並み保存地区周辺地区景観舗装詳細設計業務

2　公告共通事項
竹原市ホームページに掲載（ダウンロード可）

3　入札条件
⑴　入札は、仕様書、設計書、図面、入札説明書及び関係書類ならびに現場など熟覧のうえ、広島県・市町村共同利用電子入札システムにより行うこと。
⑵　入札者は、建設業法、同法施行令、同法施行規則、竹原市契約規則、その他の関係規程及び市の各種契約約款を承諾のうえ、入札すること。
⑶　刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
⑷　指名競争入札の場合、入札者が１者である場合は、入札は不成立とする。

4　留意事項
落札者は、落札決定の日から５日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には、落札後５日以内に仮契約（議会で可決後本契約が成立する旨の仮契約書）を締結すること。

5　業務費内訳書
⑴　入札公告時に提示する設計図書に添付されている業務費内訳表(単価表は含まない)に記載している内容と同一の項目、数量により業務費内訳書を作成すること。業務費内訳書の合計額（消費税相当額を除く）と入札額（消費税相当額を除く）が相違している場合は、失格となる。
⑵　様式は、指定しない。

6　必要業務日数又は履行期限
令和９年３月３１日

7　最低制限価格算出について
本業務の業務区分は　⑶　とする。

8　契約保証金について
契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上とする。

9　契約保証金の免除等
竹原市契約規則第３３条による。

１０　支払の条件
⑴　前払金
業務委託料の３０％以内とする。
⑵　完了払

竹原市測量・建設コンサルタント等業務
最低制限価格の算定方法を見直しました

（令和８年６月１日以降の公告案件から適用されますのでご注意ください。）

◎　最低制限価格は、次の業務ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額（以下「設計金額」という。）に基づき、当該各号に定める式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「算定額」という。）の１，０００円未満の端数を切り上げた額とします。

⑴　測量業務
　直接測量費＋測量調査費＋（諸経費×０．５０）
⑵　建築関係建設コンサルタント業務
　直接人件費＋特別経費＋（技術料等経費×０．６）＋（諸経費×０．６）
⑶　土木関係建設コンサルタント業務
　直接人件費＋直接経費＋（その他原価×０．９）＋（一般管理費等×０．５０）
⑷　地質調査業務
　直接調査費＋（間接調査費×０．９）＋（解析等調査業務費×０．８）＋（諸経費×０．５０）
⑸　補償関係コンサルタント業務
　直接原価＋（その他原価×０．９）＋（一般管理費等×０．５０）
⑹　特別なものについては、上記の算出方法にかかわらず、予定価格の１０分の６から１０分の８．１まで（⑴の場合は１０分の６から１０分の８．２まで、⑷の場合は３分の２から１０分の８．５まで）の範囲で定めます。

◎　⑴の場合で、算定額が予定価格の１０分の８．２を超える場合にあっては予定価格に１０分の８．２を乗じて得た額を算定額とし、１，０００円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、１０分の６を下回る場合にあっては予定価格に１０分の６を乗じて得た額を算定額とし、１，０００円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。

◎　⑵⑶⑸の場合で、算定額が予定価格の１０分の８．１を超える場合にあっては予定価格に１０分の８．１を乗じて得た額を算定額とし、１，０００円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、１０分の６を下回る場合にあっては予定価格に１０分の６を乗じて得た額を算定額とし、１，０００円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。

◎　⑷の場合で、算定額が予定価格の１０分の８．５を超える場合にあっては予定価格に１０分の８．５を乗じて得た額を算定額とし、１，０００円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、３分の２を下回る場合にあっては予定価格に３分の２を乗じて得た額を算定額とし、１，０００円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。

◎　⑴～⑹の２以上の業務から構成されている業務の場合は、前述の方法により算定した額の合計額をもって算定額とし、１，０００円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。